

# 益田右衛門介家臣

## 小国融藏先生事蹟

Version 4R

### 【1頁】

初メ剛藏ト称シ<sup>注1</sup>諱<sup>いみな</sup>ハ武彝 嵩陽ト号ス 后子父名ヲ  
襲ヒ融藏ト改ム 年七才父ヲ失ヒ母ノ鞠育スル所  
トナル之ヨリ先キ父故アリ家ヲ融藏ノ従兄某(武一)  
ニ譲リ 且ツ<sup>注2</sup>族人門生ニ囑シテ曰ク 此兒年十五ニ至  
ラバ江戸ニ遊ヒ父ノ志ヲ継カシメヨト 依テ一詩  
ヲ賦ス 其落句ニ云 大丈夫應當四海區々莫作一郷  
珍 融藏稍々父ヲ解スルニ及ヒ父ノ著ハス所ノ書  
籍ヲ見テ感慨止ム能ハス 然レトモ資ニ乏シキヲ

以テ遠遊スルヲ得ヌ 遂ニ二十九才ニ及ヒ家ヲ脱シ

テ江戸ニ赴キ<sup>注3</sup>摺紳先生ノ学僕トナリ苦学年ヲ積

ム 後<sup>注4</sup>昌平学ニ入り業ヲ卒ヘヌ <sup>注5</sup>安井忠平ノ門ニ遊フ

<sup>注1</sup> 諱(いみな) = 戒名のこと。人が死ぬと生存中の名を呼ぶのを忌む。

<sup>注2</sup> 族人(ぞくじん) = 遠い祖先は同じだが現在は親戚関係のなくなったもの

<sup>注3</sup> 摺紳先生(しんしんせんせい) = 張楚の臣。儒者。BC208陳勝が拳兵すると、摺紳先生は孔子の礼器を背負つて出かけ、その臣下となつた。ここでは高貴の人の意

<sup>注4</sup> 昌平学 = 昌平学舎の誤記か。昌平黌のこと。寛政二年(1790)神田湯島に設立された江戸幕府直轄の教学機關・施設。正式名は昌平坂「学問所」。

<sup>注5</sup> 安井忠平(安井息軒1799~1876)江戸末期の儒学者。日向飫肥藩に仕え、後昌平黌教授。考証学者として卓越

### 【2頁】

遂ニ大学頭林佃<sup>注6</sup>齊ニ聘セラレテ其侍読タリ 夙  
ニ尊王ノ志ヲ抱キ 且ツ蝦夷開拓ノ説ヲ唱ヘ 單身  
蝦夷ニ入り樺太ニ航シニ島ノ形勢ヲ視 地質ヲ察  
シ又タ要塞兵ヲ置ク可キノ地ヲ探究シ 大ニ屯田  
ノ策ヲ講ス 尔来<sup>じらい</sup>四方ノ志士ト交リ陰ニ天下ノ事

ヲ議セリ

一 融藏国ヲ出テ殆十年 嘉永四年家ニ帰ル 主融藏ヲ

擢テ郷校育英館ノ督学トナシ学政ヲ擧テ之ニ任ス

賜フニ<sup>注7</sup>廩米ヲ以テス 其食禄格例一ツニ宗家ニ

準ス

一 嘉永六年米艦<sup>注8</sup> 祖州浦賀ニ来舶ス 主人益田右衛門介

**注6** 聘（へい）＝礼を尽くして賢者を招き用いる・招聘

**注7** 廩米（くらまい）＝郷禄を与える

**注8** 祖州＝相州（相模国）の誤記か。

### 【3頁】

浦賀ノ威將トナル 融藏從テ干役ス 又江戸ニ遊

野寺慵齋の誤記  
ヒ野慵齋ノ兵書ヲ学フ 翌七年小倉ニ赴キ全藩士

某ニ就テ兵書ヲ研究ス 遂ニ九州ヲ歴遊シ到ル處

名士ト締交シ傍ラ九州ノ物情ヲ探リ今年歸テ再

ヒ督学トナル 兼テ銃隊ヲ訓練シ兵書ヲ講ス 常ニ

外寇辺務ノ事ヲ患ヘ<sup>注9</sup> 禦悔ノ術ヲ談シ 慷慨淋漓殊

ニ士氣ヲ鼓舞シ大義ヲ明ニスルヲ以テ自ヲ任ス

吉田寅次郎・僧月性等ト友トシ善シ 寅次郎ト志ヲ

通シ郷学生数名ヲ遣シテ寅次郎ニ托ス 寅次郎

モ亦其家塾ノ士数名ヲシテ育英館ニ留学セシム

尔来互ニ其門生ヲ交換シテ有為ノ士ヲ造リ他日

大ニ爲ス所アラントスルノ志あり

**注9** 禦悔（ぎよぶ）＝敵の来襲を防ぐ 「本文は悔ではなく悔」

### 【4頁】

一 文久二年旧藩主毛利公列藩諸侯ニ率先シ公武合

体ノ周旋ヲナスに際シ 主人右衛門介密務ヲ司ト

リ<sup>注10</sup> 京師ニアリ 融藏ヲ召テ用人トナシ密ニ諸藩ノ

士ニ接セシム 融藏窃力ニ主人ト国事ヲ議シ出テ

諸藩ノ名士間ニ周旋シ計畫スル所頗ル多シ又

主人ニ<sup>注1</sup>扈從<sup>いちゅうりゅう</sup>シテ学習院ニ出入シ主人ヲ助テ藩主

ノ意ヲ達セシムルヲ勤メタリ

一 元治元年久坂義助等ト共ニ志ヲ糾合シ 天王山ニ

屯シ 櫻井某ト共ニ軍監ノ任ニ当レリ之ヨリ先キ

藩主ノ入京ヲ禁セラルルノ命アルヲ以テ齊シク

<sup>注12</sup> 闕下<sup>けっか</sup>ニ伏シ 哀訴歎願藩主ノ冤罪ヲ雪キ<sup>そそぎ</sup> 姦黨ヲ除

キ朝議ヲ復スルヲ期セリ 此年七月天王山ノ軍京師

<sup>注10</sup> 京師 天子の住んでいる都 京は大 師は衆の意 京邑

<sup>注11</sup> 扈從 天子の乗物の供をする。又、従者

<sup>注12</sup> 闕下 宮門の下。天子の朝廷

## 【5頁】

ニ入り関白鷹司殿ニ依リテ書ヲ上ル 事敗レ義

助等自殺スルニ臨ミ融藏亦死ヲ共ニセントス

義助融藏ヲ顧テ托スルニ後事ヲ以テシ曰ク 急ニ去テ

兄ノ主人ニ報スルニ目下ノ状ヲ以シ與ニ共ニ<sup>衍字カ</sup>

善後ノ策ヲ講セヨト 慰諭懇到融藏モ亦思フ所ア

リ義助ト別ル 時ニ主人右衛門介来テ天王山ニ在

リ融藏困ミヲ衝テ至リ急ニ主人ヲ擁シテ西下セ

ント欲ス 主人已ニ山ヲ下ルヲ以テ追テ国ニ歸ル

(融藏ノ門生田村育藏 義助ト共にニ屠腹シテ死ス)

一 今年八月主人右衛門介徳山ニ幽セラル 時ニ俗吏

雑進藩主ヲ<sup>注13</sup>擁蔽<sup>ようへい</sup>シ正義ノ士ヲ陥ル 融藏山口ニ在

テ岡彦太郎ノ家ニ匿レ 陰力ニ藩府ノ動状ヲ偵シ

<sup>注13</sup> 擁蔽 おおいかくす

## 【6頁】

須佐の同志大谷樸助等ト約シテ内外相通シ 主人

ヲ幽厄ノ中ヨリ抜カント欲ス 而シテ諸隊ノ名士

ト結ヒ頗ル画策<sup>すしごころ</sup>スル所アリ 已ニシテ主人右工門

介等当時ニ大夫益田右衛門介・福原越後・国司信濃

ト唱フル人々の身上最モ危急ノ時勢トナレリ

融藏直子二郷里須佐二帰リ 有志大会ヲ育英館二開

キタリ此ノ会衆議ニ途ニ分レ 其一八三条公已下

ノ七卿ヲ擁シ(此時七卿  
山口アリ) 徳地ヲ経徳山ニ出テ主人

右衛門介等ノ禁固ヲ解キ 諸隊ト合シ義旗ヲ翻シ

二州ノ正氣ヲ恢復セントスルニ在リ 其一八藩府(二  
欠字)

嘆願シ死ヲ以テ主人ヲ救フベシ 徳山ノ禁固ハ警

戒厳密ニシテ隙ノ乘ス可キナシ 主人此ノ中ニ在

### 【7頁】

ル恰モ筐中ノ玉ノ如シ 筐ヲ碎力ザレバ玉ヲ得可

ラス 而シテ玉ヲ傷ケザラント欲スルハ実ニ至難

ノ事ナリ 故ニ哀訴嘆願注4 只管寛大ノ處置ヲ仰クノ

外無カル可シト 而シテ前者融藏ノ主張スル所ナレ

共同意者極テ少ナク 後者ハ賛成注5 夥多ナリ 融藏

及チ天ヲ仰テ歎シテ曰ク 嗚呼悠悠此ノ如シ 所謂筐

中ノ玉遂ニ賊徒ノ碎ク所トナラン而已ト 然レトモ

其説衆ノ容ルゝ所トナラズ 止ムヲ得ズシテ後者

ノ説ヲ以テ邑政堂(主家ノ政令  
ヲ執ル所ナリ)ニ陳シテ直チ二事

ヲ擧ケント欲ス 亦邑政堂ノ容ルゝ所トナラズ 尔

後融藏日夜奔走 大谷樸助・河上範三等ト共ニ屢

々計画スル所アリ 然ルニ邑政堂ハ藩命恭順ノ旨

注14 只管(しかん ひたすら) ひとすじに。そのことばかりに。

注15 夥多(かた) 〃 おびただしく多い

### 【8頁】

二戻ラン事ヲ恐レ 終ニ合同會議を禁スルニ至レ

リ

一 主人右衛門介等所謂ニ大夫ノ人々ニ死ヲ賜フノ

議既ニ内決セル趣ヲ報シ来ル者アリ 融藏等合同

會議ノ禁ヲ破リ概り概力ヲ傳テ大会ヲ開キタリ 融藏曰ク

昨日ヨリ本日ニ至リ 徳山ノ変報続々相接セリ 然

ルニ俗吏等之ヲ浮説流言ト爲スト 雖モ元來藩府

ノ姦黨等力恭順ノ主義タル 先ツニ大夫ヲ殺シテ

以テ幕府ニ對スル謝罪策ノ第一着ト爲サントス

故ニ事ノ茲ニ至ル必至ノ勢ナリ 諸子は空議徒論

徒ニ五旬ノ日子ヲ費シ常ニ俗吏ノ壓スル所トナ

リ遂ニ予ノ説ヲ信セス今日ニ及フ 注16 噬臍何ソ及

注  
16

噬臍（ゼイセイ）ほそ 臍を噛む。へそを噛もうとしても口が届

かない意で後悔しても取り返しのつかないたとえ。

【9頁】

ハン 嗚呼時機已ニ去ル矣 すて 小数ノ人員予或ハ事ノ成

ラサルヲ知ル 然レトモ臣子ノ分豈座視スルニ忍ン

ヤ こいねがわくば 冀クハ諸子予力最後ノ説ヲ容レ相共ニ脱シテ

徳山ニ奔ラン 事若シ成ラスンバ共ニ殉テ主人ニ

從ハン而巳ト のみ 言未タ竟ラザルニ主人右衛門介等已ニ

死ヲ賜フノ確報ニ接ス 衆相見テ切齒滿場鼎沸ス

融藏慰諭シテ曰ク 事茲ニ至ル 千悔何ソ及ハン 速ニ

散会シ亡主ノ遺骸ヲ迎へ葬儀を畢<sup>おえての</sup>而後チ徐<sup>おもむろ</sup>ニ

図ル所アラン而巳ト のみ 衆其意ニ從フ

一 融藏ノ唱フル所当時藩命恭順ノ意ニ反スル所ア

ルト爲シ 塾居ヲ命シ 嚴ニ他人ニ接スルヲ禁セラ

レタリ

【10頁】

一 元治二年正月諸隊追討ノ事アリ 融藏悲憤止ム能

ハス 然レトモ塾居中俗吏八常ニ其拳動を探偵シ 非

常ノ警戒ヲ為スヲ以テ遂ニ手足ヲ動スヲ得ス

大谷樸助・河上範三・津田常名等数名脱シテ山口ニ奔

リ 緒隊ト結ヒ再ヒ歸リテ回天軍ノ立隊等ノ拳ヲ爲

スヤ 融藏陰力ニ計画スル所多シ 融藏已ニ京師ニ死

セント欲シ 復タ主人ニ殉セント欲シ 而シテ皆其

機ヲ得ス 又俗黨ノ忌ム所トナリ 千端論説スト雖

トモ寸効ヲ見ス 心志恍惚トシテ殆ント狂スルカ如

ク此年五月遂ニ病ヲ得テ没ス

詩文各一篇ほ畧ほ亦平生ノ越閱歴歴ト其抱負スル所ヲ

知ルニ足ル者アリ別紙